

# 火災や自然災害で被災された 文化芸術施設のみなさまを支援します

劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリーなどの民間施設が行う文化芸術事業は、人々に感動や勇気を与える重要なものです。

同施設が火災や自然災害で被災された場合の、文化芸術事業の実施の支援、市民が文化芸術を享受する機会の確保を目的として、同事業を市有施設で実施する際の施設使用料等を減免いたします。

※ 被災された文化芸術施設の運営者のみなさまにおかれましては、文化芸術事業の実施に当たり、当制度の適用をご希望の場合には、各市有施設に対し使用申請、使用料のお支払いをされる前に、必ず、北九州市市民文化スポーツ局文化企画課にご連絡いただき、当事業の申請等を行ってください。

## 対象となる民間施設

火災、風水害等の災害により損害を受けた劇場、ホール、ライブハウス、映画館、美術館、ギャラリー など

## 対象となる事業

- 音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演（動画配信による公演を含む）
- 絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示
- 映画、アニメーション、その他の芸術の上映 など

## 減免対象とする市有施設

- 芸術文化施設  
北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎ひびしんホール、旧百三十銀行ギャラリー、大手町練習場、漫画ミュージアム
- 教育施設  
生涯学習総合センター、生涯学習センター、婦人会館、美術館（黒崎市民ギャラリーを含む）、松本清張記念館、長崎街道木屋瀬宿記念館、科学館、足立青少年の家、もじ少年自然の家、かぐめよし少年自然の家、玄海青年の家、夜宮青少年センター、畑キャンプセンター、ユースステーション、こども文化会館
- 男女共同参画センター  
ムーブ

**減免限度額等**(被災日から1年以内に申請、当制度認定決定日から1年間)

- 上記3の施設使用料等の80% (千円未満切り捨て)
- 公演・上映：1日につき50万円  
展 示：1週間につき50万円
- 減免を受ける機会の限度(当減免事業の認定後、1年間)

種 別	減免回数	1回あたりの減免上限日(週)数
公演・上映(劇場・ホール・ライブハウス・映画館等)	1事業者あたり5回まで	1回あたり連続する5日間
展示(美術館・ギャラリー等)	1事業者あたり5回まで	1回あたり連続する5週間

※ 当制度は、令和2・3年度に実施した「北九州市文化芸術活動再開支援助成金」の基準等を参考としています。

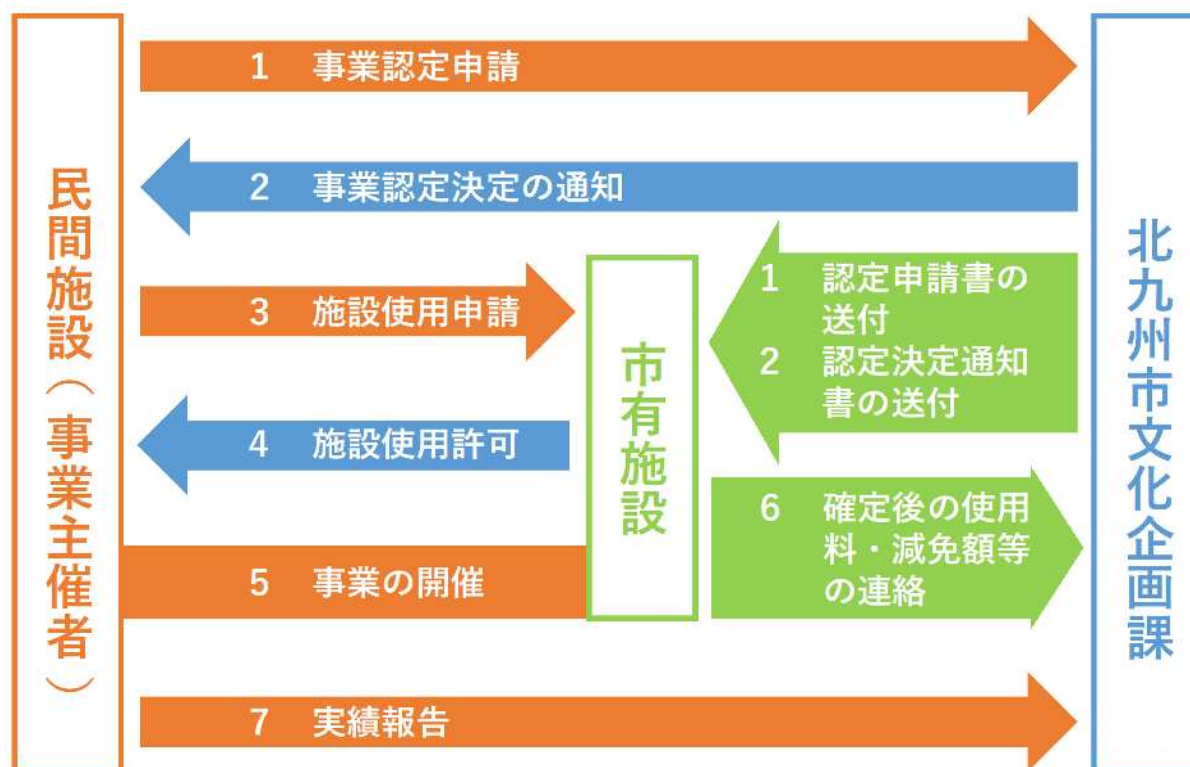
**事業開始日**

令和5年2月16日



**申請等のイメージ** (詳しくは本市のホームページをご覧ください)

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/26501472.html>



**【お問い合わせ先】**

北九州市 市民文化スポーツ局 文化企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

電話：093-582-2391 FAX：093-581-5755

E-mail：shi-bunkakikaku@city.kitakyushu.lg.jp